

株式会社 あんじゅう グループホーム てらす

(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 グループホームてらす（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援2・要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を

緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を
踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

2 （介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。

3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

4 共同生活住居における介護従事者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 当事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

6 当事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 当事業所は、自らその提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質

の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム てらす
- (2) 所在地 函館市上湯川町28番32号

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (グループホーム2ユニットおよび看護小規模多機能型居宅介護事業所管理者兼務)
事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名 (1名看護小規模多機能型居宅介護支援事業所計画作成担当者と兼務、1名介護職員と兼務)
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護職員と連携して当該計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、また、必要に応じて計画の変更を行う。
- ③ 介護職員 14名以上
利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 当事業所の利用定員は、18名(9名×2ユニット)とする。

(介護の内容)

第6条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(利用料等)

第7条 当事業所が提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料は、法定代理受領分については介護報酬告示上の額の1割または2割とし、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費

② 理美容代

④ おむつ代

⑤ 前各号に掲げるもののほか、(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要な費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用

2 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（介護計画の作成）

第8条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画（以下(介護予防)介護計画）を作成する。

2 (介護予防)介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、(介護予防)介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（入退居に当たっての留意事項）

第9条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（緊急時における対応方法）

第10条 職員は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成しなければならない。

2 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

3 当事業所は、非常災害に備え、年2回以上は、避難・救出その他必要な訓練を行わなければならない

4 当事業所は、地域住民又はボランティア等との連携及び協力を行い、訓練の実施に参加が得られるよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第13条 当事業所は、その責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その内容、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

2 提供した具体的なサービス内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努め

るものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密保持）

- 第16条 当事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 当事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 当事業所は、居宅介護支援事業所等関係機関に対して、利用者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 3 虐待防止のための指針の整備
 - 4 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
 - 5 成年後見制度の利用促進
 - 6 苦情解決体制の整備
 - 7 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束等の禁止）

- 第18条 施設はサービスの提供に当たっては、該当入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体拘束等行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを

得ない理由を記録する。

- 2 施設は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を」検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

（苦情等の処理）

第19条 当事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

- 2 当事業所は、その提供するサービスに関して、函館市からの文書提出・提示の求め又は函館市職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。また函館市からの指導または助言を受けた場合はそれに従い、必要な改善を行うとともに函館市から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。
- 3 当事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告しなければならない。

（衛生管理）

- 第20条 当事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各行に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果については、事業所の職員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(運営推進会議)

第21条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第23条 通常の(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの実施地域は、函館市の区域とする。

(ハラスメント対策)

第24条 事業者は適切なサービスの提供を行うため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第25条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確

保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとする。当施設においては、2027年度までに委員会を設置します。

(その他運営に関する留意事項)

第26条 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護指定に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社あんじゅうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。